

内務省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

大正九年八月十二日

内閣總理大臣原敬



日

月

第五條ノ二 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 賑恤及救濟ニ關スル事項
 - 二 軍事救護ニ關スル事項
 - 三 失業ノ救濟及防止ニ關スル事項
 - 四 兒童保護ニ關スル事項
 - 五 其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 第九條ノ二 内務省ニ專任内務事務官二人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ社會局ノ事務ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大蔵省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

大正九年八月十二日

内閣總理大臣原敬

